

人間環境大学附属臨床心理相談室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学大学院学則 49 条第 3 項の規定に基づき、人間環境大学附属臨床心理相談室（以下「相談室」という）に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 相談室は、臨床心理学等の専門的な立場から心の問題について相談に応じることによって、地域社会に貢献するとともに、本学大学院人間環境学研究科臨床心理研究指導分野の実習施設としての役割を担い、本学における研究および教育に資することを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、前条の目的を達成するために次の業務を行うとともに、臨床心理学・教育心理学に関する研究、研修、指導を行う。

- (1) 受理面接
- (2) 心理面接
- (3) 遊戯療法
- (4) 心理査定
- (5) 親子並行面接
- (6) 発達相談
- (7) 集団心理面接
- (8) 活動報告、紀要等の発行

(相談料金)

第4条 前条第1項各号の心理相談を行う時は、相談者から次の料金を徴収する。

- | | | |
|--------------|---------|---------|
| (1) 受理面接 | 1回につき | 3,000 円 |
| (2) 心理面接 | 1回につき | 2,500 円 |
| (3) 遊戯療法 | 1回につき | 2,500 円 |
| (4) 心理査定 | 1回につき | 3,000 円 |
| (5) 親子並行面接 | 1回につき | 3,000 円 |
| (6) 発達相談 | 1回につき | 2,500 円 |
| (7) 集団心理面接 | 1人1回につき | 1,000 円 |
| (8) 無断キャンセル料 | 1回につき | 500 円 |

2 特別の事情により、前項に定める相談料を徴収することが困難であるときは免除又は減額することができる。

3 徴収した相談料はいかなる事由があっても返還しない。

(組織及び業務)

第5条 相談室は室長と相談員によって構成し、さらに嘱託相談員、研修相談員を置くことができる。

相談員は臨床心理士の資格を持つ専任教員および専任職員をもって充てる。嘱託相談員は臨床心理士の資格を持つ非常勤職員、研修相談員は臨床心理研究指導分野の大学院生及び大学院修了生とする。

- 2 室長は相談員の中から学長が任命し、その任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 相談員は相談業務ならびに研修相談員に対する助言および指導を行う。
- 4 嘱託相談員は相談業務を行う。
- 5 研修相談員は相談員の助言および指導の下で相談業務を行う。
- 6 相談の予約と相談料金の徴収等の事務は事務職員が行う。

(相談室運営会議)

第6条 相談室の運営に関する事項を審議するため、相談員および室長が必要と認めた者による相談室運営会議を置く。

- 2 相談室運営会議は室長が招集し、その議長となる。

(守秘義務および倫理)

第7条 相談室の業務に関わる者あるいは関わった者は、相談者について知り得た秘密を厳守しなければならない。

- 2 相談に従事するものは職務上の倫理を遵守しなければならない。
- 3 クライエントより個人情報公開の請求があった場合、相談室運営会議に諮り、原則として、本人にのみ相談記録を開示する。
- 4 この記録等については、原則として、対象者との面接等の最終日から5年間保存する。

(報告)

第8条 室長は相談室業務内容について毎月ごとに、学長および理事長に報告するものとする。

(謝礼)

第9条 嘱託相談員に対する謝礼は別途定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則（平成13年4月11日改正）この規程は平成13年5月1日から施行する。

附則（平成13年7月11日改正）この規程は平成13年8月1日から施行する。

附則（平成15年1月15日改正）この規程は平成15年4月1日から施行する。

附則（平成17年9月14日改正）この規程は平成17年10月1日から施行する。

附則（平成18年11月15日改正）この規程は平成18年11月15日から施行する。

附則（平成 20 年 4 月 16 日改正）この規程は平成 20 年 4 月 16 日から施行する。

附則（平成 21 年 5 月 15 日改正）この規程は平成 21 年 6 月 10 日から施行する。

附則（平成 26 年 6 月 25 日改正）この規程は平成 26 年 6 月 25 日から施行する。

附則（平成 27 年 3 月 27 日改正）この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 6 月 15 日改正）この規程は平成 28 年 6 月 15 日から施行する。

附則（平成 28 年 8 月 31 日改正）この規程は平成 28 年 8 月 31 日から施行する。

附則（令和 6 年 4 月 1 日改正）この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。